

## 第 42 回北広島ふるさと祭り出店応募条件

### 1. 出店資格

出店を申込みできる者は次の条件を全て満たす者とする。

- ① 北海道きたひろ観光協会会員か、市内で活動している団体・個人、市内の店舗で営業している者。
- ② 申込者（申込者が事業所の場合は、その代表者及び責任者）及び出店従事者が「北広島市暴力団の排除の推進に関する条例」に規定する、暴力団員ではなく、また、同条例に規定する暴力団との関与がないこと。
- ③ 出店募集要項、出店応募条件、出店の決まり及び実行委員会の指示に従うこと。

### 2. 出店申込み及び出店資格の審査

申込のあった出店希望者については、実行委員会及び厚別警察署による名簿審査を行い、条件を満たさない事実が判明した場合は、直ちに出品資格を停止する。

### 3. 出店条件

出店するための条件は以下のとおりとする。これらに従わない場合、出品資格を停止し、準備期間中も含め当日の営業中であっても直ちに撤去させる。このことで出店者に損害が生じても実行委員会としては一切責任を負わない。

- ・ 二日間とも出店すること。
- ・ 出店者説明会（6月20日（火）午後4時開催）に出席し、出品確定後1週間以内に出品料を支払うこと。
- ・ 必要に応じて千歳保健所への営業許可申請をすること。
- ・ 「出店のきまり」にある出品時間、搬入、搬出の日時は厳守すること。
- ・ 実行委員会で指定した出品区画以外での営業行為を行わないこと。
- ・ 「又貸し」「切り売り」等により、出品区画に申込者以外の者が出品しないこと。
- ・ 出品料は、実行委員会が指定した期日までに確実に納入すること。
- ・ 出品に必要な資材（テーブル、イス、照明等）は各自で用意すること。テントは祭り実行委員会にて用意するものを使用すること。（テントサイズ：5.4m×3.6m（間口×奥行））
- ・ 電気の使用については1店舗1000Wまでは主催者で用意する。それを超えると見込まれる場合は出品者各自において発電機等の用意をすること。使用量を超えるブレーカーの作動についての苦情等については、実行委員会では一切受け付けない。
- ・ 出店者テント内は必ずシート等を敷くなど、事前に養生措置を行うこと。
- ・ 火器を扱う店舗は必ず店内に消火器（未使用かつ使用期限内）を配置すること。
- ・ 酒類の販売について、年齢確認を行い、未成年には絶対に販売しないこと。
- ・ 自店及び店の周りの清掃はもちろん、ゴミについては確実に持ち帰ること。
- ・ 車両の通行や搬入については実行委員会の指示に従うこと。
- ・ 各店舗における商品等の盗難、破損、及び出品資格の停止、悪天候等による出品中止等による損害賠償等について実行委員会は一切の責任を負わない。
- ・ 酒類販売に係るビールの販売価格については、祭り実行委員会で設定した統一価格にて販売すること。